

## 居宅介護支援事業所 たきべ野 運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人孝悌会が開設する居宅介護支援事業所「たきべ野」(以下「事業者」という。)が指定居宅介護支援の事業の適切な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項等の必要な事項を定め、適正なサービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 本事業において提供する介護支援事業は、介護保険法の趣旨および内容に沿ったものとする。

- 2 事業者の介護支援専門員等は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し、また利用者の選択に基づき多様な事業から各種サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- 3 事業者の介護支援専門員等は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- 4 事業者は、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、介護サービス事業者、介護保険施設、他の指定居宅介護支援事業者等との連携に努める。

### (名称及び所在地)

第3条 名称および所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 居宅介護支援事業所 たきべ野
- (2) 所在地 長野県安曇野市豊科高家5090番地1

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所に携わる職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 1名以上  
介護支援専門員は申請書の作成、居宅介護サービス計画の作成、その他の居宅介護支援業務の提供を行う。

### (営業日、営業時間及び実施地域)

第5条 営業日、営業時間および実施地域は次のとおりとする。

- (1) 営業日  
月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日、その他、事業者の定める日を休日とする。なお、事業者が定める日を休日とする場合はその1ヶ月前に利用者等、関係各位に周知する。

(2) 営業時間

通常時間 午前8時30分から午後5時30分

(3) 実施地域

通常の事業の実施地域は安曇野市、松本市、塩尻市、東筑摩郡とする。

(居宅介護支援の内容)

第6条 指定居宅支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被保険者の要介護認定等に係る申請の援助
- (2) 居宅要介護者等の居宅サービス計画の作成
- (3) 当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス計画の実施状態の把握を行うとともに、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供
- (4) 当該居宅要介護者等が、介護保険施設等への入所を要する場合にあっては、介護保険施設等への紹介

(居宅介護支援の提供方法)

第7条 介護支援の提供は、次の方法により行うものとする。

- (1) 使用する課題分析票は居宅サービス計画ガイドラインとする。
- (2) 介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、本運営規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得るものとする。
- (3) 介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が利用申込者の希望を基礎として作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得るものとする。
- (4) 介護支援専門員は、当該居宅支援サービス計画の原案の内容について、サービス担当者会議を開催又は担当者に対する照会等により、専門的な見地から意見を求めるものとする。
- (5) 利用者からの相談、面接については施設内の相談室を利用することとし、場合によっては自宅、病院、行政機関を利用することもある。
- (6) 要介護認定を受けていない利用申込者については、当該利用申込者の意見を踏まえて、当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。
- (7) 正当な理由もなしに介護支援の提供は拒まないものとする。
- (8) 利用申込者に対し、自ら適切な介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他必要な措置を講ずるものとする。

(利用料等の受領)

第8条 利用料は、介護報酬の告示上の額とする。

なお、利用者の選択により、通常の事業の実施地域外の地域の居宅を訪問して介護支援を行った場合には、それに要した交通費（実費）の支払いを利用者から受け取るものとする。

- 2 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、説明を行い、同意を得るものとする。

(苦情処理)

第9条 事業者は、提供した介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情には、迅速かつ適切に対応するものとする。

- 2 苦情の処理に当たり、状況に応じて、市町村または国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導助言を受けた場合においては、その指導助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 前各項によるもののほか、別に定める「福祉サービスに対する苦情解決に関する要綱」により迅速かつ適切に対応するものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 利用者に対する介護支援の提供により、事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する介護支援の提供にともなって、天災地変等不可抗力による場合を除き、事業者の責に帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償する。ただし、利用者にも故意または重大な過失が認められる場合は、損害賠償の額を減ずることができる。

(身分を証する書類の携行)

第11条 介護支援専門員は、県知事が発行する介護支援専門員証を常に携行し、初回訪問時または利用者もしくはその家族から求められたときには、これを提示しなければならない。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第12条 事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話の活用可能）を設置し定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し虐待防止のための研修を定期的に開催する。
  - (4) 虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待または虐待が疑われる事実が発生した場合は、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村に報告するものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第13条 事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。

(掲示)

第14条 事業者は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(記録の整備)

第15条 事業者は、この事業を行うために必要な記録を整備し、その完結の日から2年間（苦情、事故に関する記録は5年間）保存するものとする。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第16条 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 従業員であった者が、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に明記する。

3 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第17条 事業者は、当該施設において感染症が発生し、またはまん延しないように以下の措置を講ずる。

(1) 感染症対策委員会（テレビ電話の活用可能）をおおむね6カ月に1回開催する。

(2) 感染症予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(ハラスメントの防止)

第18条 事業者は、従業員に対し、ハラスメントを防止するための必要な措置を講ずるものとする。

(会計の区分)

第19条 事業者は指定居宅支援事業の会計とその他の事業の会計を区分するものとする。

(法令の厳守)

第20条 この規程に定めるもののほか、介護保険ならびに介護保険法施行規則および関連する厚生労働省令の定めるところにより、介護支援の事業を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第21条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講ずる。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する留意事項)

第22条 事業者は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、感染症対策、権利擁護、認知症ケア等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。

- 2 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は事業者が定める。

- 附則
- 1 この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。
  - 2 この規程は、平成17年10月 1日から改定施行する。
  - 3 この規程は、平成20年 4月 1日から改定施行する。
  - 4 この規程は、平成22年 8月 1日から改定施行する。
  - 5 この規程は、令和 2年 6月17日から改定施行する。
  - 6 この規程は、令和 3年 4月 1日から改定施行する。
  - 7 この規程は、令和 4年12月16日から改定施行する。
  - 8 この規程は、令和 6年 2月 1日から改定施行する。